1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- 2. 当院は以下の指定医療機関です。
 - 自立支援医療 (精神通院医療)
 - 生活保護法
 - 難病患者に対する医療等に関する規定による指定医療機関
 - 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関

- 3. 当院は中国四国厚生局長に下記の届出を行っております。
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
 - 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

4. 当院は下記の加算の基準を満たしております

• 明細書発行体制等加算

【明細書発行体制について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和4年4月9日より領収書の発行の際に「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にその旨お申し出ください。

• 医療情報取得加算

【医療情報取得加算について】

当院はマイナ保険証を用いて、オンライン資格確認 及び 医療情報を取得できる体制を整備しております。

- ○マイナ保険証にて健康保険証の資格の有無が確認できます。
- ○マイナ保険証にて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 〇正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

なお、マイナ保険証のご提示の有無によってご負担額が変わります。

【医療情報取得加算】

<初診時>(月1回)

マイナ保険証を利用しない場合 加算1 3点マイナ保険証を利用した場合 加算2 1点

〈再診時〉(3ヶ月に1回)

マイナ保険証を利用しない場合 加算3 2点マイナ保険証を利用した場合 加算4 1点

ご不明な点がございましたら、受付職員までお問い合わせください。

• 一般名処方加算

【一般名処方加算について】

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方 (お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を記載した処方箋を発行すること)を行う場合があり、その際は一般名処方加算の 取り扱いになります。

- 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるため、患者様 に必要な医薬品が提供しやすくなります。
 - 一般名処方について、ご不明な点などございましたら職員までご相談ください。

5. 保険外負担に関する事項について

当院では、証明書・診断書などにつきまして、 その書類に応じた実費のご負担をお願いしております。

【診断書・証明書及び保険外負担に係る費用】

診断書料金一覧	
診断書名称	料金
一般診断書・証明書(学校・勤務先他)	¥2,20
就労・復職証明書	¥2,20
受診状況等証明書(障害年金他)	¥2,20
免許更新用診断書(認知症以外の方)	¥3,30
免許更新用診断書(認知症診断された方、疑いの方含む)	¥2,20
入院・通院証明書(保険会社提出用)	¥5,50
障害年金診断書(国民年金・厚生年金)	¥5,50
障害年金診断書(現況届・確認届)	¥5,50
特別児童扶養手当認定診断書	¥5,50
特別障害者手当認定診断書	¥5,50
障害・後遺障害診断書(保険会社提出用)	¥11,00
介護保険使用施設入所用診断書	¥3,30
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療診断書	¥3,30
TOTT FE TO THE TENT OF THE TEN	13,30
成年後見用診断書(家庭裁判所提出用)	¥5,50
施設入所用健康診断書	¥3,30
おむつ使用証明書	¥1,10
支払証明書(領収書紛失等による再交付)	¥1,10
診療情報提供書	¥3,30
臨床個人調査票(指定難病)・(特定疾患)	¥3,30
	(消費税込
☆上記、一覧表に該当しない場合、類似する内容・項目・検査の有額	,,,,,
判断させていただきます。	
	令和 4年 4月 1日 作
22	ころのクリニックこか

6. その他

· 夜間 · 早朝等加算

【夜間・早朝等加算について】

下記の時間帯について受付をされた場合は、診療時間内であっても<u>「夜間・早朝等加算」50点(3割負担の方で150円)</u>の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

*平日:18時00分以降

*土曜日:12時00分以降

• 長期収載品の選定療養について

後発医薬品(ジェネリック)がある薬で先発医薬品(長期収載品)の処方を希望する場合に、薬局でのお支払い時、先発医薬品と 後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を選定療養費(自己負担)としてお支払いいただくことになります。

詳細や具体的な対象リスト等については、<u>後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について</u>{外部リンク}をご確認ください。(厚生労働省のホームページが開きます)

- 当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。
- 当院では屋内外を問わず、「病院敷地内全面禁煙」となっておりますのでご理解とご協力をお願いします。